

第1期中期目標・第2期中期目標（素案）対照表

第1期	第2期（素案）	第2期の考え方等
<p>（基本的な目標）</p> <p>公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>この中期目標の期間においては、法人が自主性、自律性を発揮し、その目的の達成に向けて着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みを早期に確立することを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。</p>	<p>（基本的な目標）</p> <p>公立大学法人山口県立大学は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>第1期中期目標期間は、当該目的の達成に向けて「着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みの早期確立」に向けた取組を推進した期間であり、第2期中期目標期間にあつては、第1期中期目標期間における成果を基礎に、法人が自主的、自律的に社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、存在感ある「地域貢献型大学」として一層の個性化を図り、県民や地域社会の期待に応える成果を着実に上げることを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設立目的(定款第1条)を第1期同様記述 ・ 第2期目標期間に何を指すかを記述 ・ 第1期は、仕組みづくりに重点が置かれたが、第2期は具体的成果を要請。その際、県の置かれた状況や大学全般に対する要請を踏まえた取組を期待

<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>「教育を重視する大学」として、山口県立大学（以下「大学」という。）が授与する学位の評価を高めるため、学生に高い学力と豊かな人間性を確実に身に付けさせた上で社会に送り出す仕組みを整える。</p> <p>(1) 教育の成果に関する具体的な到達目標の設定</p> <p>次に掲げる教育の成果を着実にあげるため、教育課程や卒業後の進路について重点的に取り組むべき到達目標を具体的に定める。</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する。</p> <p>イ 学部専門教育</p> <p>住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養う。</p> <p>ウ 大学院教育</p> <p>住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養う。</p> <p>(2) 新たな教育課程の編成</p> <p>教育目標をより効果的、効率的に達成するため、授業科目の精選、高校と大学又は全学共通教育と専門教育との円滑な接続、学部、学科の枠を超えた連携などの視点から、現行の教育内容を見直し、新たな教育課程を編成する。</p> <p>(3) 教育方法の改善</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>人々の暮らしに身近な健康や文化の領域において人と人の関わりを重視した教育研究を行う大学として、住民の福祉の増進に資する高い教養と専門的能力を有する人材を育成するために、どのような教育に重点を置き、その結果がどう具体化されているかを可視化し得るような特色ある教育を推進する。</p> <p>また、教育の質の保証・向上に資するため、「大学教育で何を修得したか」の問いに応えうる体系的で一貫性のある学位プログラムを整備し運用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前段は、中教審で大学全般の課題として掲げられている「個性・特色の明確化」への対応 ・ 後段も、同じく「教育の質の保証・向上」への対応 <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成（教育の成果に関する目標管理、教育課程の整備、教育方法の改善等、<u>教育の成果を上げるための仕組みづくり</u>）。 ・ 第2期は、中教審で大学全般の課題とされている「大学の個性・特色の明確化」（県立大学において、第1期目標では触れられていない）や、「教育の質保証・向上」（県立大学においても、第1期に定めた学位授与方針について具体性に欠ける等の課題がある）に向けた取組を要請 <p>▼「中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」（平 23.1.19 大学分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能別分化の促進
--	--	---

<p>学生の学修効果を高めるため、成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価、精選された授業科目の集中的な学習、履修指導の充実等に資する教育方法の改善に取り組む。</p> <p>また、学生の多様な学習需要に対応した新たな教育方法の導入に取り組む。</p> <p>(4) 教員の教育能力の向上に資する組織的な取組の推進</p> <p>教員の教育能力の向上に資するため、授業の内容及び方法、教育課程等の改善に資する研修、研究を組織的に行う。</p> <p>(5) 学生の受入方法の改善</p> <p>大学の教育目標を理解し、地域や大学の活性化をもたらす学生を積極的に受け入れるため、大学が求める学生像や求める能力、適性等を明確にした入学者受入方針を定め、受験生等に対して情報提供を積極的に行うとともに、受験生の多様な個性や能力を適切に評価することができる選抜方法の開発を行う。</p>		<p>(各大学の教育研究の状況の可視化)</p> <p>各大学が、学生や社会のニーズに応えるために、<u>どのような機能に重点を置き、その結果として、個性・特色がどう具体化されているかわかりやすく示す(P.18)</u></p> <p>・教育の質の保証・向上</p> <p>(<u>体系性・一貫性ある学位プログラムの確立</u>)</p> <p><u>どこの大学を卒業するか</u>ではなく、「<u>大学で何を学ぶか</u>」を重視し、<u>体系性・一貫性ある学位プログラムを確立(P.7)</u></p>
--	--	---

<p>2 学生への支援に関する目標</p> <p>「学生を大切に作る大学」として、多様な学生の資質、能力を十分に発揮させるとともに、その安全、安心の確保を図るため、学生の生活、就職等に係る支援体制の強化と支援内容の充実に努める。</p>	<p>2 学生支援に関する目標</p> <p>学生の多様化の進展に対応しつつ、豊かな人格を形成する学生支援・学習環境整備の充実に資するよう、総合的な学生支援活動の質の保証に向けた取組を推進する。</p> <p>また、社会構造等の変化を踏まえ、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援する仕組みを整備するとともに、学生の円滑な職業生活への移行を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成(学生支援体制の強化と支援内容の充実) <p>[目標前段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期は、以下のような社会的要請を踏まえ、第1期の成果を発展させ、教育と学生支援の連携(総合的支援)の強化、質の保証の取組を要請。 <p>▼「学生支援・学習環境整備の検討」(平 21.8.4 中教審大学分科会)※継続審議中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・地域や学生の多様なニーズに対応する総合的な教育活動や学生支援・学習環境整備の充実 <p>(学生生活の場として求められる機能、学生支援・学習環境整備の質保証)</p> <p>「学生支援は、学生相談、学修支援、経済的支援等を主な柱として、大学において様々な取組がなされている。<u>豊かな人格形成に資する学生支援・学習環境整備の充実に際しては、これに係る質保証への大学の総合的な取組が欠かせない。</u>」(P.1)</p> <p>[目標後段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後段は、キャリアサポート。昨今の雇用情勢等から、学生にとって将来の不透明さが増している。こうした中、中教審の議論を経て、23年4月に改正大学設置基準が施行となった。こうした状況を受け目標内容に特記 <p>▼「学生支援・学習環境整備の検討」(平 21.8.4 中</p>
--	--	---

<p>3 研究に関する目標</p> <p>「地域に密着した研究を推進する大学」として、研究活動の活性化とその成果の普及、教員の研究活動を促進する仕組みづくりを進める。</p> <p>(1) 研究活動の活性化とその成果の普及</p> <p>大学における基礎研究、基盤研究を尊重しつつ、住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展、世界に開かれた交流の活発化に資する研究活動に積極的に取り組み、その成果の普及に努める。</p> <p>(2) 研究活動を促進する仕組みづくり</p> <p>教員の研究活動を促進するため、研究の実施体制を整備するとともに、教員の研究能力の向上に資する取組を進める。</p>	<p>3 研究に関する目標</p> <p>大学の教育研究能力の源泉となる教員の研究業績の蓄積とその成果の発信の取組を確実かつ継続的に行うとともに、国際共同研究を組織として実施する。</p>	<p>教審大学分科会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな大学の教育活動としての「職業教育(キャリアガイダンス)」の導入 <ul style="list-style-type: none"> 「<u>教育課程内外において、学生が自らの職業間、勤労観を培い、自ら向上するための支援を行うことが喫緊の課題</u>」(P.2) ※ 大学設置基準において「教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制整備及び所要の取組の実施」に関する規定が、42条の2として新設(平 23.4 施行) ・ 第1期の目標は達成(研究活動活性化等の仕組みづくり) ・ 大学の研究能力の源泉となる各種研究業績の蓄積とその成果の発信といった、原点に立った継続的な取組を要請
--	--	---

<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p>「地域に開かれた大学」として、地域貢献の窓口である地域共生センターの活性化を図り、大学の総合力を発揮して、受託研究、共同研究等の法人以外の者との連携による教育研究活動、社会人が大学で学習しやすい環境づくり、高校と大学との円滑な接続に資する取組を積極的に進める。</p> <p>また、郷土文学資料センターを効果的に活用し、地域文化の振興に積極的に取り組む。</p>	<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p>少子高齢化や若者の社会減の進行に対応した県勢の振興に資するため、健康や文化の領域において、県民の福祉の増進に資する人材の育成や、県の政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供と県民と学生・教員との学び合いを中心とする県民との連携・交流の取組を着実に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「県立」の大学の使命として、少子高齢化等県における諸課題の解決に寄与することを期待 ・第1期の目標(両センター活用の基盤づくりと一定の実績創出)は達成 ・第2期は、全学的視点に立った重点化、成果重視の観点から、特定の組織を特出ししないこととした。 ・また、「県立」の大学としての成果を期待するものであることを、人材育成、シンクタンク機能、県民との連携交流という形を示してより明確化 ・なお、「ライフステージに応じた生涯学習機会」とは、保健・医療の職業人のキャリアアップ、子育て世代の支援、人生 85 年時代を踏まえた高齢者の地域づくり活動参加支援など。「県民と学生・教員の学び合い」は、第1期の成果(現代 GP の地域共生授業、特色 GP の Yucca など)の県立大学らしさとしての発展を期待。
--	---	--

<p>5 国際交流に関する目標</p> <p>「地域と世界をつなぐ大学」として、学生及び教職員の国際交流の機会の拡大、国内外の関係機関との連携を図り、その成果を広く地域社会に還元する。</p>		<ul style="list-style-type: none">・ 国際交流は、大学の基盤の一つであるが、教育研究と地域貢献の一形態ともいえる。・ 第1期は、国際交流推進体制・仕組みそのものの整備が課題であり、特に中期目標の柱としたところであるが、国際化推進室の設置や国際化推進方針の策定など体制整備は概ねできたと考えられること、第2期中期目標の作成方針は「選択と集中」、「成果重視」であること等を踏まえ、国際交流については、教育研究、地域貢献等のカテゴリーにおいて具体的成果の創出を期待することとしたもの。よって、現時点においては、独立した目標を立てていない。
--	--	--

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>(1) 理事長(学長)、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築</p> <p>戦略的、機動的な大学運営を行うため、理事長(学長)が、その指導力、統率力を発揮して、責任ある意思決定を迅速に行い、全学的な業務を的確に遂行するための仕組みを整える。</p> <p>また、学部等においても、大学全体としての方針を踏まえつつ機動的な運営が行われるよう、学部長等の権限と責任を明確にするとともに、学部長等を補佐する体制を整備する。</p> <p>(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進</p> <p>大学全体として取り組むべき課題に的確に対応できるよう、大学の内外の人材その他の資源を活用して大学運営を戦略的に行う仕組みづくりを進める。</p> <p>(3) 地域に開かれた大学づくりの推進</p> <p>大学の活動内容が広く住民に周知され、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学に関する情報の積極的な提供、外部の有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。</p> <p>(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進</p> <p>法人が自ら行う点検及び評価、評価委員会による評価などの評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な取組を進める。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>大学運営の更なる効率化に資するため、民間ノウハウも活用しつつ事務等の合理化の取組を継続的に推進するとともに、高度化する大学運営を教職員集団による組織的な取組により適切に処理することができるよう、教職員の職能開発を体系的に行う。</p> <p>また、大学情報の発信については、伝えたい者に伝えたい情報が行き届くようその戦略性を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期目標(運営体制の改善、教育研究組織の見直し、事務等の効率化・合理化)は目標を達成。人事の適正化については、人事評価を残すのみ。 ・ 事務等の合理化の取組は、地独法により効率的運営を求められている法人の性格に鑑み、継続的取組を要請。 ・ 人事評価は、教職員の職能開発に包含。 ・ なお、職能開発関係は、以下の状況も勘案 ▼「中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」(平 23.1.19 大学分科会)・・・組織・経営基盤強化関係の課題(教育の質の保証・向上に実質的に機能するよう支援する方策) 「<u>個々の教員の力量だけでなく、教職員集団による組織的な取組を通じた質保証・向上を果たすためのFD・SDの展開</u>」(P.7) (大学の組織・経営を支える専門性の高い人材の養成) 「<u>大学職員に求められる資質能力が多様化・高度化する中で、・・・各方面における職能開発が課題</u>」(P.22-23) ・ 情報発信については、志願者確保や、受託研究等の財源確保、県立大学を理解し支援する者の増大等を視野に入れた戦略性のさらなる向上を期待。
--	--	---

<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動を行うことができるよう、教育研究組織について、必要に応じ適切な見直しを行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 法人化のメリットを生かした弾力的な制度の構築</p> <p>法人の自律的な運営により教育研究活動を活性化するため、非公務員型としての法人化のメリットを最大限に生かし、柔軟で弾力的な制度を構築する。</p> <p>(2) 能力、意欲及び業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組みの確立</p> <p>能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される制度を導入することにより、教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教職員の資質の向上、ひいては教育研究の活性化に資する。</p> <p>(3) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築</p> <p>学部の枠を超え、全学的な視点に立った戦略的、効果的な人事を行うことができ、公正性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。</p> <p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標</p> <p>社会情勢の変化や住民のニーズに的確に対応した効果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等の業務の見直しを進めるとともに、事務組織について常に見直しを行う。</p>		
--	--	--

<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標</p> <p>(1) 授業料等学生納付金 授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入 法人の収入の大部分は授業料等学生納付金と運営費交付金とで占められているが、これに加えて、教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の導入に努める必要がある。</p> <p>このため、科学研究費補助をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究、受託研究に積極的に取り組む。</p> <p>また、受託研究等に当たっては、研究に必要な事務費を適正に計上するなど負担区分について見直しを行う。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 自律的な大学運営を行うに当たり、予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法の改善などにより、経費の抑制を図る。</p> <p>また、教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、適正な人員配置等を進め、人件費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の管理及び運用に関する目標</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>財源の多様化に資する自主財源を安定的に確保するとともに、人件費をはじめとする経費については可能な限り抑制する。</p> <p>また、資産の管理運用については、財務内容の改善に資する観点から新たな方策を講ずる。</p>	<p>・ 文科省の公募型補助事業の削減等の状況への対応等</p>
--	---	----------------------------------

<p>教育研究の水準の向上の視点に立って、資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図る。</p> <p>また、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を検討する。</p> <p>なお、看護学部棟北側用地については、将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、当面の利活用計画を定め、有効活用を図る。</p> <p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検、評価を定期的実施する体制を整えるとともに、その内容、方法の一層の充実に取り組む。</p> <p>また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民にわかりやすく示すことができるよう工夫する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標</p> <p>将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、教育研究、地域貢献等に関する長期的な見通しの下で、既存施設の活用を含めて、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化に対応した施設の機能についての検討を行う。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標</p> <p>教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準の向上を図ることができる仕組みを確立する。</p>	<p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>自己評価の結果、外部評価及び監事監査の結果その他学外者の意見を業務運営に適切に反映するとともに、教育研究、組織運営、施設設備の状況に関する情報の公表を組織的、計画的に実施する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標</p> <p>県の施設整備計画を踏まえ、既存施設設備の適切な維持管理とその有効活用なども図りながら、良好な教育研究環境の確保に努める。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標</p> <p>教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期において整備された仕組みの確実かつ実効ある運用。 ・ 第1期において整備された仕組みの確実かつ実効ある運用。 ・ 県評価委員会委員意見(第15回)
---	--	--

	<p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標</p> <p>法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 近年の社会情勢を勘案。なお、23.3 に総務省が「独立行政法人における内部統制と評価について」を公表。・ 県評価委員会委員意見(第15回)
--	---	--